九(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　ヤス谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地
兵庫県丹波市青垣町遠坂
　字ヤス　六八四番四
　字船座　二一〇二番及び二一〇三番
　二一〇三番一
　二一〇三番三
　二一〇三番一八
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地及び平成二十年国土交通省告示第千三百五十七号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県丹波市青垣町遠坂
　字ヤス　六八八番　一号
　六八〇番　二号
　六八一番　三号
　六八一番一　四号
　六八三番　五号
　六七六番　六号から八号まで
　六七五号　九号
　六〇七番一　十号及び十六号
　六七〇番　十一号
　六六五番　十二号
　六六三番　十三号及び十四号
　六六四番　十五号
　六〇七番二　十七号
　七二〇番一　二十八号
　七二〇番　二十九号
　七一九番　三十号から三十二号まで
　字コシマエ　二一〇六番　十八号から二十号まで
　字船座　二一〇一番　二十一号及び二十二号
　字黒美　二〇九七番　二十三号
　二〇九九番一　二十四号及び二十五号
　二〇九八番二　二十六号及び二十七号

十(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　奥今田川一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県篠山市今田町今田
　字シトロ　三番五　一号から二十号まで
十一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　奥ノ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地
兵庫県佐用郡佐用町佐用
　字福原　一五二六番二
　一五二七番二
　一六一八番五四から一六一八番五六まで
十二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　城山川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県養父市関宮
　字城山　一五七番一　一号
　一五七番二　二号
　一五六番二　三号
　一五五番一　十二号
　字上山　二〇五番二　四号、五号、十一号及び十三号
　二〇五番一四　六号から十号まで
　字片岡　一九番四　十四号及び十六号から十八号まで
　十五号
　一九番　ロ　次に掲げる土地に存する標柱十九号から三十四号までを順次結んだ線及び標柱十九号と三十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十年建設省告示第千二百四十七号で指定した土地の区域を除く。）
兵庫県養父市関宮
　字片岡　一八番九　十九号から二十八号まで
　字上山　二〇五番二　二十九号及び三十三号
　二〇五番一二　三十二号及び三十四号
　字城山　一五一番一　三十号
　一四八番　三十一号

十三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　下七谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
　イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
兵庫県朝来市和田山町竹ノ内
　字中山　二八七番二
　二八七番五
　二八八番二及び二八八番三
　二八九番から二九五番まで
　二九五番
　二九六番から三〇四番まで
　三〇四番一
　三〇五番から三〇九番まで
　三〇九番一
　三一〇番から三一四番まで
　三一五番
　三一五番四から三一五番六まで
　字嶋
　七三九番一及び七三九番二
　七四〇番一及び七四〇番二
　七四一番
　七四二番二
　七四三番二
　七四四番二
　七四六番二
　七四八番四
　七四九番一
　ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地を除く。）

○国土交通省告示第三百五十七号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十九年四月十九日から三十日間国土交通省中部地方整備局において一般の縦覧に供する。
平成二十九年四月十九日
国土交通大臣　石井　啓一

路線名　第一東海自動車道
道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
御殿場市駒門字中林六〇八番一から兵庫県朝来市和田山町竹ノ内字中山二八七番五一号まで	前	最大 一二二	四三
		最小 一一一	
	後	最大 一二三	
		最小 一一九	